

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ドローンやパーソナルモビリティ等の近未来技術等を活用した新たなビジネスモデルを創出するとともに、意欲ある民間企業が創意工夫を如何なく発揮できる環境を整備し、地域経済の活性化を図るため、民間企業等が行う近未来技術等の社会実装事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該民間企業等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドローン 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機
- (2) パーソナルモビリティ
イ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条又は第1条の4に定める基準を満たすもの
ロ 一人乗りの移動機器で市長が認めるもの

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、民間企業、大学、研究機関その他団体（以下「事業者」という。）であって、千葉市内において近未来技術等社会実装事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(補助事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により市長が附する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により事業者が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請等)

第9条 事業者は、規則第5条第1項第1号の規定に該当するときは、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 事業者は、規則第5条第1項第2号の規定に該当するときは、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、規則第5条第1項第3号の規定に該当するときは、速やかに千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金遅延等報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

5 第1項、第3項及び前項に規定する申請書等には、必要書類を添付しなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第10条の規定による報告は、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金状況報告書（様式第8号）により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告は、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金実績報告書（様式第9号）により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（交付の請求）

第13条 事業者は、規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金の額の確定通知を受け取った日以後、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（返還命令）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（補助金の経理）

第16条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助事業に関する書類を、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して10年

間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第17条 市長は、必要と認めるときは、事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

別表

事業名	パーソナルモビリティ社会実装サポート事業	
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルモビリティを活用した都市の回遊性向上、ラストワンマイルの課題解決、観光コンテンツ創出、外出困難者支援など、地域の交通課題解決等に寄与するサービスを提供する事業（2020年度中の一部社会実装が見込める事業であること） ・パーソナルモビリティとAI・IoT技術、自動運転技術等の近未来技術を組み合わせたサービスを提供するための実証を行う事業 	
補助対象経費	実機購入費	パーソナルモビリティの購入及び借用に要する経費
	機器装備費	パーソナルモビリティサービス提供に必要なとなるシステム、アプリケーションの装備等に要する経費 ※パーソナルモビリティ及びアプリケーション等の開発経費は含まない
	実証実験実施経費	サービス提供や技術実証の実施に係る経費（人件費を含む）
	旅費	事業者旅費
	事務費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、パーソナルモビリティサービスの向上を目的としたAI・IoT技術等による利用者の属性、移動に関するデータ等の収集及び解析、その他社会インフラとのデータ連携に要する経費等で市長の認めるもの
補助率	補助対象経費の3分の2以内 ※ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
補助限度額	5,000千円	
その他	サービス提供による利用料、寄附金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除する。 ただし、開発費等の補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。	
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に関わる経費のうち、交付決定前の実施にかかった経費 ・パーソナルモビリティ等の開発に係る経費 ・コンサルティングに係る経費 ・間接経費（収入印紙代、振込手数料等） ・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 ・他の千葉市の補助制度の対象となった経費（千葉市の補助金を活用した地方公共団体、その他の団体等の補助も含む。） ・その他、事業目的に照らして直接関係しない経費など、市長が適切でないと判断する経費 	

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

※申請者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付申請書

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補 助 事 業 名	
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
補助事業の効果・目標	
補助事業の着手予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
添 付 書 類	<p>1 事業計画書 (事業内容、予算計画 (経費内訳)、実施体制、スケジュール、補助対象経費の積算等が確認できるもの) (任意様式)</p> <p>2 要件確認申立書 (様式第1号の2)</p> <p>※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての申立書を添付すること。</p>

(担当者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

※申立者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

要件確認申立書

千葉県補助金等交付規則 (以下「規則」という。) 第3条の規定に基づき、千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱に係る交付申請を行うに当たり、規則第4条の2第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉県が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	補助金額の確定後
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

※届出者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知があつた標記補助事業について、下記の理由により取り下げたいので、千葉県補助金等交付規則第7条第1項及び千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第8条の規定により届出します。

記

理 由	
-----	--

(担当者)

所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号
F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※申請者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記のとおり (経費配分・内容) を変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号及び千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">・変更後の事業計画書 (事業内容、予算計画 (経費内訳)、実施体制図、スケジュール等が確認できるもの)・経費変更の場合、配分変更の内容が確認できる書類・その他市長が必要とする書類

(担当者)

所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号
F A X 番 号

千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

千葉市長

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
補助金交付予定時期	
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※申請者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記の理由により補助事業を (中止・廃止) したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第2号及び千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により申請します。

記

中止 (廃止) する事業の内容等	
中止 (廃止) の理由 ※中止 (廃止) の理由は、できるだけ詳細に記入すること。	
中止の期間 (廃止となる日)	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	下記の書類の写し ・補助金交付決定通知書 ・その他市長が必要とする書類

(担当者)

所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号
F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※報告者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金遅延等報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、遅延が発生することとなったため、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第3号及び千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況	
遅延等の内容及び原因	
遅延等に対する措置	
今後の予定	

(担当者)

所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号
F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)
※報告者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金状況報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知があつた補助事業について、千葉県補助金等交付規則第10条及び千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況	
-----------	--

(担当者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

※報告者 (法人に当たってはその代表者) が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた千葉県
近未来技術等社会実装促進事業補助金に係る事業実績について、千葉県補助金等交付規
則第12条及び千葉県近未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱第11条の規定
により関係書類を添えて報告します。

記

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助事業の完了日	年 月 日
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の実施内容が確認できる書類 2 経費内訳書及び当該経費の根拠資料 (領収書等) 3 補助事業の成果物各種 (実証で得られたデータ等の検 証結果及び当該検証データ等) 4 その他市長が必要とする書類

(担当者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付け実績報告書により、次のとおり 年度千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金を確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助事業の 経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号
年 月 日

千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市近未来技術等社会実装促進事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 18 条第 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
還付すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。